

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○重度障害者等包括支援

人員基準	従業者	・ 指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護を除く。）又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること
	サービス提供責任者	・ 次のいずれの要件にも該当する者を1人以上（1人以上は常勤） ○相談支援専門員 ○重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者
	管理者	・ 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	事務室	・ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	・ 利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	・ 必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。